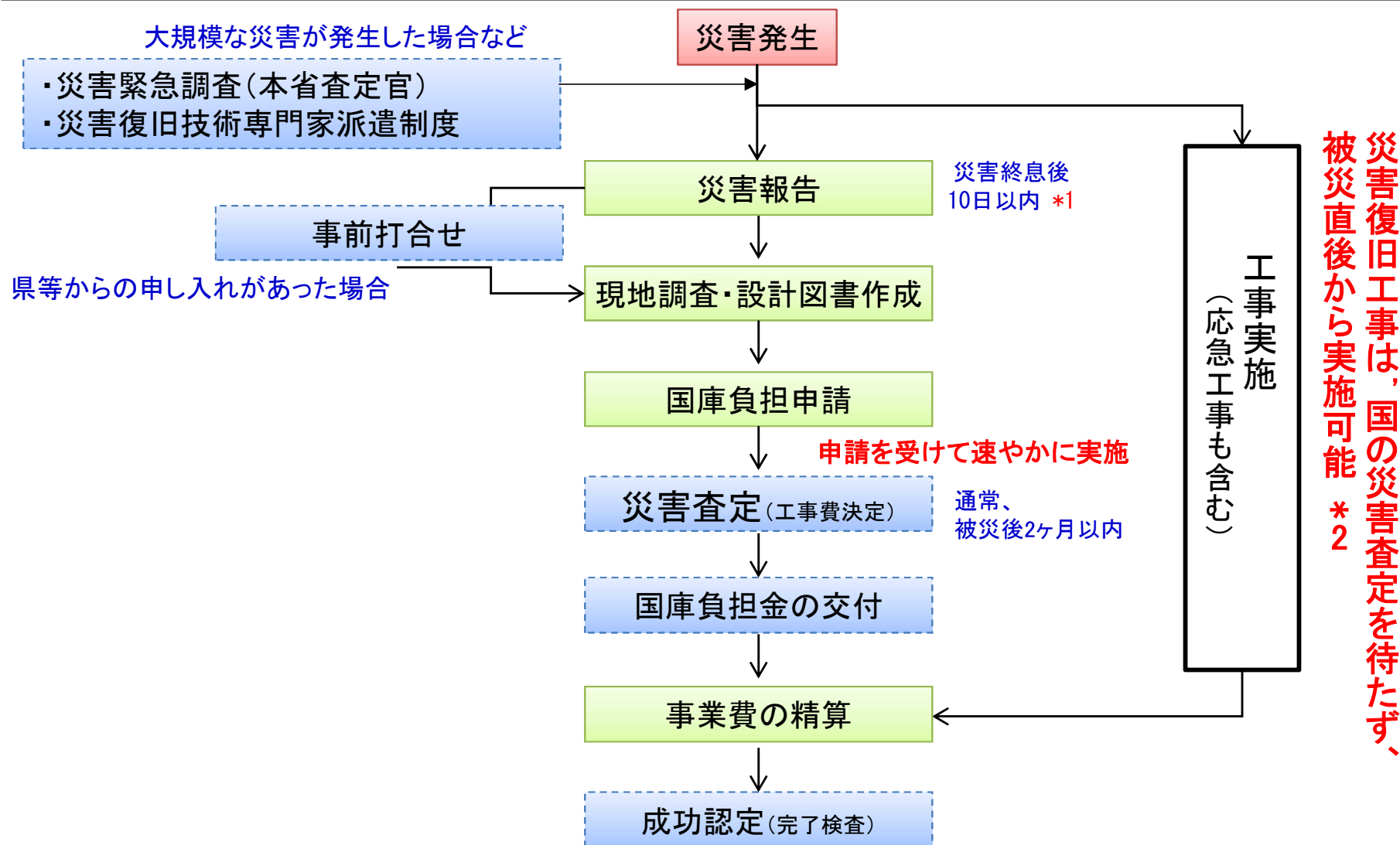


# 災害復旧事業の主な流れ

- **災害査定を待たず、被災直後から応急工事が可能**（応急工事も災害復旧事業の対象）。
- 地方公共団体の意向を踏まえ、災害緊急調査、事前打合せを実施し、早期復旧を支援。
- **災害査定は、地方公共団体の準備ができ次第、全国から査定官を派遣して速やかに実施**。



\*1 災害終息後10日以内に概算被害額を報告。訂正を要する場合は1ヶ月以内に訂正報告。所定の期間内に報告できない場合は、防災課に連絡し別途指示を受ける。

\*2 査定前に着工する箇所については、写真が被災の事実を示す唯一の手段のものとなるので、被災状況等ができる限りわかる写真を撮影しておく。